

基本財産の担保提供の承認について

基本財産の担保提供は、次に掲げる①～④の要件を満たす場合に認められるため、当該要件の該当性について、次頁の申請書類により審査を行う。

要件① 担保提供の目的の妥当性

法人の役員や役員の経営する会社等の債務担保に供するなど、法人の事業とは無関係の目的で行わないこと。したがって、借入金の目的は社会福祉事業に限られる。（公益事業や収益事業に充てる借入金に係る担保提供は認められない。）

要件② 担保提供の必要性

国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないことや基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由によって、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。

要件③ 担保提供の方法の妥当性

担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。

また、担保提供の承認の対象となる借入先は、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関であること。

要件④ 担保提供に係る意思決定の適法性

定款所定の手続きを経ていること。

※ 当一覧は標準例です。ご申請の際は、福祉総務課監査指導係までお問い合わせください。

基本財産担保提供承認申請書類一覧

提出部数：各2部

	提出書類	施設建設等 及び不動産 購入資金の 借入れ	運転資金の 借入れ	担保物件の 変更	備考	
1	基本財産担保提供承認 申請書	○	○	○		
2	添付書類目録	△	△	△	添付書類が少ない場合 は省略可	
3	理事会及び評議員会の 議事録の写し	○	○	○		
4	財産目録	○	○	○	申請日直近のもの	
5	不動産登記事項証明書	△	○	○	担保提供物件のもの (建設・購入の場合は 後日提出すること)	
6	決算書類	○	○	○	資金の借入れの必要性 が確認できること	
7	資金計画書	○	○	○	借入金の使用を明確に 記載すること	
8	資金計画 関係書類	補助金等の決定 通知書の写し	△	—	△	補助金、交付金又は助 成金等がある場合
		自己資金の贈与 契約書の写し	△	—	△	自己資金として寄付金 を予定している場合
		身分証明書、印鑑証 明書、残高証明書	△	—	△	自己資金の寄附者のも の
		借入金決定通知書の 写し等	○	○	○	融資証明、担保変更の 契約書の写し等
9	償還計画書	○	○	○	各年次別に償還額及び 充当財源を明記	
10	償還財 源関係 書類	償還金贈与契約書 の写し	△	△	△	寄附金を償還財源とす る場合
		身分証明書、印鑑証 明書、所得証明書	△	△	△	償還財源の寄附者のも の
		各種補助要綱等	△	△	△	市町村から償還財源の 補助がある場合
11	工事関係契約書、見積 書、領収書の各写し	△	—	△	設計委託費、初度調弁 費等も含む。	
12	売買関係見積書、契約 書、領収書の各写し	△	—	△	不動産の売買を予定し ている場合	
13	図面（平面図・配置図）	○	○	○	担保物件が分かるよう 色分けすること	
14	その他所轄庁が必要と 認めた書類	△	△	△		

※ 議事録の写し及び契約書等の写しには、原本証明をしてください。